

## 令和5年度第8回沖縄県環境影響評価審査会 議事概要

【日時】 令和5年12月19日（火）14:00～15:30

【場所】 沖縄県自治研修所 8階 特別研修室（那覇市西3-11-1）

【出席者】

- ・ 沖縄県環境影響評価審査会委員  
（会場）日高会長、棚原副会長  
（オンライン）尾方委員、佐々木委員、立原委員、傳田委員、齊藤委員、須田委員、山川委員、安里委員
- ・ 事務局（沖縄県環境政策課）小川副参事、宮平班長、原田主任、與那原主任

【議題】

- ・ 名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書について（答申案の審議）

事務局より、事業概要、答申案及び審査概要について説明の後、質疑応答を行った。

【質疑・応答】 ●委員 ○事務局

- まず一つ目の確認だが、動物の移動に関して、事後調査が行われていないということについて何か理由はあるのか。
  - はい。その他の事後調査も一部実施されてないところがあり、この点事業者を確認したところ、事後調査の実施や報告書の作成について認識が不足していたというのが主な理由となっている。
- 答申案に書かれているので構わないが、やはり環境保全措置としては重要な部分なので、これを認識不足ということで、スルーされると非常に今後心配だなというのがあ
- 植物の答申案については、現地で話をしたことを書いていると思う。  
各論（2）のアで、オキナワソケイについては現地で動物の移動場所に移植することも検討してはと話したと思うが、あの場で見た範囲で話をしたものなので、そこに特定せず、生育に適した環境を検討するところから始めてほしいというのが、発言の趣旨である。  
敷地内の移植予定地に関しては、今後どういう状況になるかというのが、その場でよくわからなかったが、現状のままだと、日照もそうだが、風が直接当たるような開けた環境であるため、特にオキナワソケイなどは、植えてから定着するまでに枯れてしまうのではないかなという懸念がある。そういう意味でもう一度場所を再検討してほしいということである。

- 事業者が評価書時点で示した移植適地は、前提として土地の改変が行われない場所ということで、対象事業実施区域内で検討されていたという経緯がある。

ただ、実際に審査会で現地確認をした際に、開かれた状況があった。工事を実際に実施してみないと見えない部分というのがあり、準備書時点で現地確認に行っているが、その時点では把握できなかった状況ということで、改めて生育環境の適地、そういったところを踏まえ、仮置き後にはちゃんとした場所に移植できるように検討するような方向で、答申案を修正していきたい。
- 追加で一言、植物の審査概要のところ「事後調査の結果と環境影響評価との比較結果の結果」に、「移植のために採取したことで、対象事業実施区域内に生育する個体の生育環境の改変による影響は低減されたと考えられる。」という記述があつて、これももうすでに指摘されていることなので、特に書き足す必要はないが、この認識は根本から考え方が違っていると感じている。

移植のために採取したというのは、ここからなくなったということなので影響は低減されてない、むしろ100%影響が出たということ。あくまでその後の移植は最終手段で、移植後の経過見た上で、影響が低減されたとと言えるのであつて、こういう記述がされること自体に問題があるのではないかと感じた。
- 先生のおっしゃるとおりだと思う。事業者がこの記載はよろしくないという話を別でしている。そもそも事業実施前に調査した内容と比較して、事業の影響の何かわかるのかという話もして、認識について改めさせ、次回事後調査報告書から改めるという方向で回答を得ているので、次回の事後調査報告書作成の際にはこの点留意されるものと考えている。
- 単純に質問だが、今これは実施されて何年になるのか。

植物について約3年間仮置きするということが、その間にこの仮置きしている植物が枯れるということは想定されているのか。
- まず、事業自体は令和4年の4月から工事着手しているが、この仮置きは令和3年12月から行われている。工事の実施自体が、次年度まで予定しているので、その間仮置きをずらしている。

事業の状況によっては、移植場所が事前に確保できれば3年を待たずに移植するという話もあるが、それでも長い期間仮置されると、その場合に枯れてしまうという状況はもちろんあると考えている。しかし、現状ではそこについて生育状況の確認がされていない。

事業者は移植した後の事後調査は実施するとしているが、それだけだと途中で枯れたときどうするのかという話があるので、答申案の各論のところ、仮置き時についても生育状況を確認するようにして、何かあれば専門家等の助言を受けて必要な措置を実施

してもらような流れになっている。

- 枯れる可能性があるということを事業者に認識させるということは、そこに含まれているということか。

○ はい。事業者としては、移植については知見が少ない部分があり、そこについては事後調査をして、必要があれば対応をすることでしていた。ただ、仮置きについても同様な状況と思われるため、こちらからやるように意見を述べるというかたちになっている。

答申でも申し上げるが、事業者にはこの点は既に伝えており、事業者に改めて検討を促したところ、今年度から確認すると伺っている。

- 専門ではないが、動物の移動ところで、オオカサマイマイとパンダナマイマイを移動する予定だったけれど、調査したら他のオカヤドカリ等も出てきたということで、これらについても事業実施区域外に移すと。現地確認に行った際に、この移した場所に元々どれぐらいいたかということに対する回答がなかった。生きていけるところなのかもわからないところに移動していいのか、ちょっと気になりました。

あと、289 ページと 296 ページのところで表が出ており、表の番号やタイトルは変わっているが、同じ表になっていてこれはどういうことなのかと。評価結果と比較検討の結果というのが、ちゃんとしていような感じがする。

○ まず一つ目、オカヤドカリ類の移動場所について、移動前にどれぐらいいたのかについて、現地確認の際、事業者にもともとオカヤドカリがいたか確認しているか聞いたときには、確認してないと言われたが、別で行った事業者とのやりとりの中で、事業者からは、名護市教育委員会との協議によって環境配慮として移動をしており、移動先は評価書時にオカヤドカリ類が確認されており、暗渠があって、海への移動が可能と考えているため、移動場所として追加をしたというふうに回答を得ている。この回答では、オカヤドカリ類の個体数までは確認できないが、もともとオカヤドカリはいたとされている。

二つ目に、289 ページの表についてだが、先生の言うとおりで何を書いているのか不明な点があり、こちらも事業者にどういうことか確認したところ、記載の誤りとのことである。

先ほど言った著しい環境影響が生じた場合、植物でいうところの評価ランク A～E の C～E の状態にあたるものが、陸域動物についても個体数の著しい減少が見られた場合にはどのようにされており、その内容と比較検討するというのがあったと思う。

- ちょっとわからないが、単純に 289 ページと 296 ページで表のタイトルが違っているのに同じ表が出ているのが良いのか悪いのかよくわからないということ。

それと、オカヤドカリはいたとのことだが、その他の移動する動物を含めては大丈夫

なのかということである。

○ 失礼しました。パンダナマイマイやシラユキヤマタカマイマイなどの他の種については確認できていないので、この点も事業者の方に確認して、追加の措置が必要なのか、別の移動場所等あるのかというところは確認させて、必要な対応があれば次回事故調査報告書に記載させるような対応を考えている。

● 移動先に元々どのぐらいいたかがわからないと、移動個体が生き延びたのか逃げたのかわからないと思う。

● この点でよくアセスで問題になるのがオカヤドカリだが、オカヤドカリは非常に広い範囲に単発的に生息する動物なので、なかなか個体数を把握するというのは難しいと思う。生息場所は広いので、ある程度海に近いところで山があるようなところに離してあげると、大体のところには何個体かいると思うので、そういう離し方しかないのかなと思う。

あと、この地域は石灰岩地域で陸産貝類の生息地なので、シラユキヤマタカマイマイなどの希少種も出てくる。こういったカタツムリも広く分散的に分布しているので、なかなか移動場所にどのぐらいの個体数があるのかを把握するのはかなり難しいと思う。

本当に離れた個体が生きていのかどうかというのは、個体識別、マーキングをするしかないと思うが、そこまでやってどれだけ意味があるのかというと、そこまで意味はないと思う。先ほど委員からもあったが移植・移動というのは最終手段で、本当は移動なんかしない方が絶対に良くて、移動先でそれが増える増えないというようなことを追跡するのは難しいと思う。

なので、事業者に対してもどの程度のことを要求するのかというのは少し事務局の方でアセスの趣旨に従いながら検討が必要と思う。

● それともう一つ、一番最初に現地視察した際に、この地域は隠された洞窟が見つかる可能性があるという話をしたと思うが、最初の写真を見るとかなり広範囲の掘削工事が行われたようだが、洞窟はその後確認されなかったのか。

○ 事業者から洞窟が見つかったという話は伺っていない。

● もしあれば小型コウモリの生息場所となっている可能性もあり、注意する必要があったので、その点気になった。

● 今の点で一つ。洞窟に関して現場でもコメントしたが、基本的にあそこは地下水系が発達するような場所で、洞窟はあるものと考えたほうがいい。別の事例でも同じようなコメントをしたが、「見つかってない＝ない」ということではないので、一般論として、石

灰岩地域は洞窟が入っているものだと考える必要がある。

私もこの辺で地下水の動きを調べるために、上流でトレーサー流して下流でとらえるようなことをいろいろやっている。あそこはいろんな水系があるので、規模が大きいのではないかもしれないが、洞窟自体はあると考えて、それを前提に全体の作業を進める必要があるということは御認識いただいた方がいいと思うがいかがか。

○ 今回のこの事業は面的に大体3ヘクタールの規模で、一部掘削等があったが、既に事業着手されており、洞窟があったかどうかを今から確認したとして、それをどうするか。

● 今から調査をしたほうがいいという意味ではなく、本来として石灰岩地域の場合は洞窟が縦横無尽に入っていることが多いので、今のやりとりを伺っていると、見つからなかったっていいことまでいいとして、見つからなかったからないものとして考えると解釈するのは誤りだと思うということ。

簡単には見つからないので、見つからないからないという理解ではなく、見つからないけどあるだろうという理解を持って事業を進める必要があるだろうというコメントである。

○ 事業を実施する事業者や我々審査する側の認識というところで、こういう地域には洞窟があるものとして、そういう懸念があることを前提に審査を進める必要がある、事業を実施する必要があるということですか。

● はい。加えて、今からでも事業者には、この地域には地下水が縦横無尽に走って行って洞窟があるということを確認していただきたいというお願いである。

○ 承知した。事業者にも今言った話を伝え、認識していただくと思う。

● 審査概要の9ページ目に直接改変域に生息する重要な動物の生息状況の確認に関する表があり、調査時期のところに「移動個体の生息状況が安定したことを確認できるまで実施する」と書かれている。

植物の場合には、移植した個体は移動しないので、それが定着するかどうかを確認するということである程度の区切りをつけられると思うが、移動することが前提である動物は何をもって安定したと判断するか、誰も答えを出せないと思う。

ですので、どうするかということを決めておかないと調査する側も報告書を書けないと思うし、コメントする方も毎度毎度ストレスを感じ続けていくと思うので、今回の事業に限ったことではないと思うが、何か専門家の方に聴いて、その方針をきちんと決めるとよいのではないかと思う。

- 動物については、特にキノボリトカゲなど見つかるのかなというのがありまして、事業者の方には、事後調査の明確なイメージはできているか確認したところ、今後整理、今後対応しますといった状況であった。この環境影響の状態が著しいという判断の根拠については、事業者としては今後専門家等の助言を踏まえて設定するとしている。

これを我々でどうするかというところについては今後検討が必要になる場合もあると思うが、一旦は事業者の方で考えて整理してもらおうものと考えている。
- 今後、特に移動・移植については、どこまで要求するかということ、詳しい人たちの意見を聞きながら、ガイドラインみたいなものをいずれ作成する必要があるかもしれない。
- 私がこの場ですぐに話せるものではないが、アセスでどう審査にするかにも関わってくるのでちょっと検討してみたいと思う。
- 赤土のことに関しては答申ではなく、留意事項で伝えるということか。
- その予定である。赤土等については、アセス時点で余剰排水が出たとしてもほとんど影響がないとされたが、降雨の状況に不確実性があるということで事業者自らが環境監視を実施している。ただ、工事の状況も変わり、降雨の状況は依然としてどうなるかわからない。また、赤土等流出防止条例の管理基準で、降雨時の見回り点検等が規定されているので、改めて環境監視の継続を検討してもらいたいと考えている。
- この事業の評価書の審査自体は第7期の審査会でやっていた。思い出すために過去の資料を確認したところ、事業者は赤土等流出防止条例で決まっている容量の沈砂池を作り、地下に浸透するため赤土等はたまらないと。ただ、地下水を通して湧水として、周辺海域に出る可能性があるということで、評価書の答申として、それを環境監視調査に加えるよう言っていた。

石垣土地区画整理事業の場合は、海岸まで1kmあって、石灰岩を流れる水の手数を計算して、1年後にSSが100分の1ほどになって排出されるようになっていた。ただ、ここは100mぐらいしかなくて、本当に地下に浸透しているとすると、その汚れはどこに浸透するのか気になった。

少なくとも環境監視調査では、どの程度タイムラグがあるかはわからないが、濁りがないかを見るというのを加えてもいいのではないかと思う。
- タイムラグというところに関してはちょっとわからないが、事業者は降雨時に沈砂池の状況に加えて、目視ではあるが道路の状況や海域の状況を確認しており、流出は見られなかったとしている。

目視での確認はそこまで大きな負担にはならないと思うので、環境監視の継続を検討

するようを求めている。

- もう一つ、写真で残存緑地というのがあるが、現地確認に行った時には森林がなかったような気がする。どういう管理体制になっているのか。
- この審査概要の1ページで言うところの右側のところと思う。こちらは評価書時点では、今後の利用についてはどうなるかわからないという状況だったが、現地確認の際には更地になっていました。

事業者にどういう状況か確認したところ、土地所有者は他事業者であり、どう利用するかというのも他事業者の方で検討しているとのことで、あくまで名護市の事業とは別という説明を受けている。
- 仮置き場に移した植物は、現場で見つかったものは全个体移されているのか。施設の場所をちょっと奥側に移動している。山一つ削るぐらい。
- はい。もともと施設が右側に寄った形であったが、住民からの要望もあり、準備書の段階で左側に寄せている。対象事業実施区域の改変区域で確認されたものは全部仮置きされている。